

第4 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 生活困窮者自立支援制度の見直し等について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況【資料P 1 1 1 参照】

ア 全国的な状況

施行3年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国902の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口に約4,700人の支援員等が配置され、施行当初2年間の平成27～28年度は合計で約44万9千件、平成29年度は12月までの9ヶ月で約17万2千件の相談があり、
- ・ そのうち施行当初2年間においては、合計で約12万2千件、29年度は12月までに約5万3千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が実施されてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、今回の制度見直しや平成30年度予算(案)における新たな事業等に取り組んでいただくことで、効果的に実施率の向上に努めていただきたい。

イ 自治体規模別の状況

新規相談受付件数等(人口10万人・1ヶ月当たり)について、自治体規模ごとに平成27年度・28年度・29年度(4～11月実績)を比較すると、以下のような状況にある。

- ① 新規相談受付件数については、
 - ・ 全国平均は28年度から29年度にかけて少し増えている(14.5件→15.2件)。
 - ・ 政令指定都市及び中核市は27年度から28年度にかけては減少する自治体が多

かったが、28年度から29年度にかけては増加している自治体が多く、その水準も高い（20指定都市中約7割が増加：19.5件→21.8件、48中核市中約7割が増加：12.9件→14.8件）。

- ・ 一方で、都道府県は27年度から28年度にかけては増加する自治体が多かったが、28年度から29年度にかけては減少している自治体が多い（45都道府県中約5割強が減少：12.3件→11.1件）。
- ・ 一般市区町村は、いずれの人口規模においても、28年度から29年度にかけて増加している自治体が多くなっている。
- ・ また、一般市区町村のうち、29年度に減少している自治体は28年度実績が平均よりもかなり高かった自治体であり（16.2件→12.8件）、29年度に増加している自治体は28年度実績が平均よりも低かった自治体であった（12.2件→15.4件）。

② プラン作成件数については、

- ・ いずれの自治体区分においても、27年度から28年度は増加した自治体が多かったが、28年度から29年度は増加した自治体の割合が下がっている。

③ 就労支援対象者数については、

- ・ いずれの自治体区分においても、27年度から28年度は増加した自治体が多かったが、28年度から29年度は減少した自治体が多くなっている。
- ・ 全国平均は増えており（1.8件→2.1件）、28年度から29年度にかけて増加した自治体の件数は大きく伸びた（1.8件→2.5件）一方、28年度から29年度にかけて減少した自治体の件数は微減に留まっている（1.9件→1.7件）。

生活困窮者自立支援法の施行においては、施行初年度より目安値を設定し、PDCAサイクルに基づく事業実施をお願いしてきたが、各自治体において同規模の自治体の中で自治体がどのような状況にあるか確認するとともに、支援の振り返りにも活用していただきたい。

(2) 生活困窮者自立支援法の見直しについて【資料P114参照】

生活困窮者自立支援法の施行3年後の見直しについては、昨年5月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下「部会」という。）を計11回

開催し、学識者、自治体、支援現場の関係者の参集を得て議論を行い、昨年12月に部会としての報告書（以下「部会報告書」という。）を取りまとめた。部会報告書の内容も踏まえ、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が閣議決定され、平成30年通常国会に提出された。改正法案においては、以下の措置を講じることとしている。

○ 基本理念・定義の明確化【法律事項（平成30年10月1日施行（予定））】

生活困窮者自立支援制度の理念については、これまで「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について（平成27年3月6日 社援地発 0306 第1号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）」において、生活困窮者自立支援制度の目指す目標として、「①生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、本人の意欲や想いに寄り添って支援すること（生活困窮者の自立と尊厳の確保）」、「②生活困窮者支援を通じた地域づくり」をお示ししてきた。

今般、部会報告書において、「生活困窮者自立支援制度は現行制度上位置づけられている支援だけで完結するものではなく、様々な関係者との連携のもとで展開されることを前提とした制度であることを踏まえ、多様な関係者間での共有を一層図るため、法令において生活困窮者の定義や目指すべき理念を明確化すべき」とされたことも踏まえ、改正法案においては、生活困窮者の自立支援の基本理念について、以下の内容を明確化することとしている。

- ① 生活困窮者の尊厳の保持
- ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

また、生活困窮者の定義については、法律において「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、部会報告書において、「社会的に孤立しているために、失業や病気、家族の変化等生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険

性をはらんでいる状態にある人や、高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人についても、早期に、かつ予防的な対応を行うことが重要であることを認識する必要がある」ことや、「生活困窮者自立支援制度は現行制度上位置づけられている支援だけで完結するものではなく、様々な関係者との連携のもとで展開されることを前提とした制度であることを踏まえ、多様な関係者の間での共有を一層図るため、法令において生活困窮者の定義や目指すべき理念を明確化すべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直すこととしている。

○ 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設【法律事項（平成30年10月1日施行（予定））】

生活困窮者自立支援法については、施行後2年以上が経過し、新たに相談につながった約45万人のうち多くの人に支援の効果が現れてきている一方で、まだ適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられ、今後、適切に自立相談支援につなげていくことが必要である。

このため、適切な支援を受けることができていない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくため、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、その他の関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくことが必要である。

部会報告書においては、「生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口等（税、国保、介護保険、公営住宅、水道、学校、生活保護等）や、様々な福祉関係の相談機関、地域における活動（居場所・拠点づくり、分野を問わない「丸ごと」相談など）から自立相談支援機関への利用につながるよう、必要な場合に、それらの関係機関から自立相談支援機関の利用を進めることを促進するなど、関係機関間の連携を促進すべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相

談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化することとしている。

なお、この自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設については、今後、「生活困窮者自立支援制度と関係制度等の連携について（平成27年3月27日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）の改正等により、その内容を盛り込むこととしている。

○ 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置【法律事項（平成30年10月1日施行（予定））】

自立相談支援事業において、個々の情報共有の際には、その都度本人の同意を得ながら支援することが一般的であるが、本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース、自立相談支援機関に相談には来ていないが他の様々な部局・機関に相談に来ているケース、同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に来ているが世帯全体の課題として共有されていないケースなど、本人の同意がないケースであったとしても、情報の共有が必要となるケースが存在する。

そうしたケースには、世帯全体としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあり、そうしたケースについて関係機関間で情報共有を行うことにより、緊急度が高いケースであることを踏まえた相談を行うことが可能となる。

部会報告書においては、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、構成員の守秘義務を設けることで、関係機関間で把握している生活困窮に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合を含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、

- ・ 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・ 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設けること

・ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること

を盛り込んでいる。

なお、この「関係機関間の情報共有を行う会議体の設置」については、今後、ガイドライン等を作成することにより、その具体的な運用方法等をお示しすることとしている。

○ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

就労準備支援事業及び家計相談支援事業については、それぞれの更なる推進を図る観点から、部会において議論がなされたところ、「全国どの地域でも提供されるべきとの観点から、」両事業「を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。」とされている。

部会報告書においては、「就労準備支援事業及び家計相談支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、こうした事業を積極的に行う意思のある自治体への支援が必要である。自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫を講じるとともに、都道府県による事業実施体制の支援を明確に位置づけ、さらに、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の専門性を確保しつつ、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行うことができるようにすることが重要であり、こうした観点から法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、就労準備支援事業と家計改善支援事業（改正法案により「家計相談支援事業」から名称を変更）について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進することとし、改正法案において、以下の措置を講ずることとしている。

① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、現行任意事業であるが、そ

の実施を努力義務とすること。

② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図ること。

③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる（1/2→2/3）こと。

上記②の指針の内容については、今後具体的にお示ししていくこととなるが、その内容の一つとして、両事業について自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫をお示ししていくことを考えており、具体的には、

- 就労準備支援事業については、
 - ・ 「定員 15 人以上」要件の緩和
 - ・ 日常生活自立・社会自立・就労自立それぞれの目的に応じた支援メニューを全て用意するのではなく就労体験の中で一括した実施ができることとすること
 - ・ 障害福祉サービス事業所とのタイアップによる実施の推奨
 - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体的実施の推奨
 - ・ 複数自治体による広域的な事業実施の推奨
- 家計改善支援事業については、事業の専門性を維持しつつ複数自治体による広域的な事業の実施ができることとすること（例えば、管内の自治体に巡回することによる実施や、特定の曜日・日時の実施等）

等を想定している。

上記③について、家計改善支援事業の補助率を引き上げる場合について、改正法案においては、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合」とされており、その内容については、政令において別途お示しすることとしている。

なお、「一体的実施」については、自立相談支援事業と両事業の間で効果的かつ効率的な実施体制が確保されているかどうかといった観点から判断することを想定しており、3事業の委託先が同一であることを求めることは想定していないので留意されたい。

また、この「自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進」においては、自治体がその実施体制を構築するに当たって、都道

府県による管内自治体への支援が極めて重要である。改正法案においては、後述する「都道府県による研修等の市等への支援事業の創設」を行うこととしているが、この支援事業の中で管内自治体に対する「事業実施体制の支援」をメニューの一つとして位置づけることとしている。都道府県におかれては、この事業の活用により、管内自治体の事業実施体制の支援をお願いしたい。

就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、平成 29 年度において、その実施率はそれぞれ 44%、40%となっているが、以上の取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間（平成 31～33 年度）の集中実施期間での完全実施を目指すこととしている。このため、都道府県におかれては、管内の事業未実施自治体に対するヒアリング・実施に当たっての助言・指導を行っていただくこと等を考えているので、ご対応をよろしく願います（詳細は P53 を参照のこと）。

○ 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されている。この責務規定に基づき、管内自治体に対する支援など広域的な見地から行われることが期待されている。

部会報告書においては、「こうした広域的な見地からの都道府県事業については、現行でも法律に基づく「その他事業」として、国庫補助の対象とされており、都道府県にイニシアティブによって、実施自治体に対する支援を着実に実施していくことが可能であるが、これを効果的・効率的に実施するため、従事者の研修、市域を越えたネットワークづくり、各種事業の実施に当たっての支援について、都道府県が行うべき事業として明確に位置づけるべき」とされている。

これを踏まえ、改正法案においては、都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化することとし、国はその事業に要する費用を補助（補助率：1/2）することとしている。

○ 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施【法律事項（平成30年10月1日施行（予定））】

生活困窮者自立支援法における実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村となっており、福祉事務所を設置していない町村部においては、都道府県を実施主体として行うこととなっているが、そうした町村部では、当該町村内に自立相談支援機関が設置されているとは限らない状況があり、その設置がなされていない町村では、役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応を行っている自治体が約7割に上っているという状況もある。

一方で、福祉事務所を設置していない町村の中で、相談窓口の設置の必要性を感じていない町村が約5割強存在しているものの、その必要性を感じている町村は約1割強存在している。

部会報告書では、「町村は住民に身近な行政機関であり、多くの福祉制度の実施主体であることを踏まえ、町村の実情に応じ、希望する場合は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県につなぐなど、連携して対応することができるようにすべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、改正法案においては、現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助（補助率：3/4）することとしている。

なお、この改正内容の趣旨は、生活困窮者自立支援法において実施主体となっていない、福祉事務所を設置していない町村が一次的な相談対応を行うことを可能としているものであり、①当該町村においては、生活困窮者自立支援法上の実施主体が引き続き都道府県となることから、都道府県には相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められるものであること、また、②当該福祉事務所を設置していない町村が相談対応を行うことを自発的に希望する場合に、その取組を支援するものであり、町村の自発的な取組の実施を尊重するものであること（都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のようになることを想定しているものではないこと）にご留意いただきたい。

○ 子どもの学習支援事業の強化【法律事項（平成31年4月1日施行（予定））】

子どもの学習支援事業については、家庭環境や保護者の養育力の課題等が子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識から、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ実施されている。

生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合が少なくないことや、子どもとの関わりが少ない、子育てに無関心といった親の養育に関する課題のため、居場所の提供や生活習慣・環境及び社会生活の向上、「子どものための世帯支援」としての親への養育支援も求められていることを踏まえれば、学習支援以外の取組も行われることは重要である。

部会報告書においては、「こうしたことから、子どもの学習支援事業については、学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべき」とされ、また、「高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している」といった指摘もなされている。こうしたことも踏まえ、改正法案においては、子どもの学習支援事業について、名称を「子どもの学習・生活支援事業」に改め、その事業の内容として、学習支援に加え、①生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、②生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を位置づけることとしている。

なお、子どもの学習支援事業については、ひとり親家庭への学習支援事業や文部科学省所管の地域未来塾との連携を通じた工夫を図っている自治体もあり、厚生労働省としてもそうした連携事例を周知しているが、そうした連携の更なる推進を図る観点から、改正法案において、都道府県等に対して、関連する施策との連携に関する努力義務の規定を整備している（改正後の生活困窮者自立支援法第7条第4項関係（平成30年10月1日施行（予定）））。

○ 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）【法律事項（平成 31 年 4 月 1 日施行（予定））】

「住まい」については、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら、生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤である。

昨年、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の改正が行われ、低家賃の住宅が少なく、高齢者や低所得者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある中で、住宅セーフティネットの機能強化を図り、①安価な家賃の住宅の確保、②入居支援の強化、③家賃債務保証の円滑化について制度的な対応がなされ、平成 29 年 10 月 25 日に施行されている。

こうしたハード面での対応については、一定の対応がなされる中で、ソフト面での対応として、社会的に孤立しているために、特に緊急時の連絡体制の確保など安定的に地域で暮らし続けていくための一定の支援が必要となる。

また、自立相談支援センターや借上型シェルターといった一時生活支援事業における支援を行った後、地域生活に移行するに当たり、孤立した状態にならないような見守りや生活支援を行うことにより、地域で継続的・安定的な居住を確保することができる。

部会報告書においては、「こうしたことを踏まえ、社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけるべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、現行の一時生活支援事業のメニューとして、①シェルター等を利用していた人や②居住に困難を抱える人であつて地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化することとしている。

なお、この「居住支援の強化」については、昨年改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）とも連携を図りながら推進していくこととしている。

改正法案については、今後、国会において審議されることとなるが、法案成立後、関係の政省令、告示や通知をお示しすることになる。厚生労働省としては、都道府県等の施行事務が円滑に行われるよう、可能な限り早い段階でそれらをお示ししたいと考えており、都道府県等におかれては、管内自治体に対する速やかな情報提供をお願いするとともに、管内自治体の体制整備に対する強力な支援をお願いしたい。

○ 生活困窮者自立支援制度における事業の委託について

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（平成 27 年 3 月 27 日 社援発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）において委託先の選定に当たっての考え方をお示ししており、具体的には、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。

そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられており、また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。

部会報告書においては、

「○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後 3 年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委

託に当たっての留意点等を示すべき」

とされている。

こうしたことを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示しするので、今後の事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

(3) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について 【資料P 1 1 8 参照】

ア 平成30年度予算（案）について

平成30年度予算（案）については、生活困窮者の自立をより一層促進するため、これまでの予算を上回る432億円を計上し、子どもの学習支援の拡充や居住支援の推進など制度の充実に向けた新たな取組を実施するとともに、平成30年通常国会に改正法案提出し、自立相談支援事業、家計相談支援事業（「家計改善支援事業」へ改称予定。）及び就労準備支援事業の一体的実施を推進するなど生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、相談支援体制の充実など現に実施している事業を着実に推進していくとともに、これらの新たな取組も含め、積極的な事業展開をお願いしたい。

なお、改正法案に盛り込まれる事項（後述のイ、ウ及びエ）に関する国庫負担（補助）協議の交付方針やスケジュール等の詳細については、改正法案の成立後、

正式にお知らせすることとするのでご了承願いたい。

イ 自立相談支援事業、家計相談支援事業（家計改善支援事業）、就労準備支援事業の一体的実施の推進について（法律改正事項）

家計相談支援事業及び就労準備支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであり、部会報告書においても、「法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」といった内容が盛り込まれた。

一方で、「地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある」ことが指摘されている。

このような状況も踏まえ、改正法案では、家計相談支援事業及び就労準備支援事業を全国的に推進するため、各自治体によるこれらの事業の実施を努力義務化するとともに、

- ① 日常生活自立、社会生活自立、就労自立を目的とした取組の就労体験の中での一括実施や、複数自治体による広域的実施の推進といった自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫等を表した指針の公表
- ② 都道府県による管内自治体の事業実施支援体制の整備の支援（後述のウ参照）
- ③ 自立相談支援事業と両事業を連続的・一体的に実施し、効果的かつ効率的な実施が図られる場合は、家計相談支援事業（家計改善支援事業）の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げる

等の措置を講ずることとしている。

さらに平成30年度予算（案）では、これらの取組を改正法案の施行後に速やかに実施できるよう、必要な経費を計上するとともに、就労準備支援事業において、利用促進や定着支援に要する費用を基本基準額に加算できるようにするなど、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを付与することとしているので、積極的な推進をお願いしたい。なお、「効果的かつ効率的な実施」に適合するための具体的な要件等の詳細については、改正法案の成立後、正式にお知らせすることとするのでご了承願いたい。

ウ 都道府県による市町村支援事業について（法律改正事項）

部会報告書において、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、事業の実施に当たっての支援が求められている。都道府県による広域的な見地からの支援については、これまで生活困窮者自立支援法に基づく「その他事業」として国庫補助の対象としてきたが、これをより効果的・効率的に実施し、都道府県としての役割を発揮できるよう、

- ① 生活困窮者自立支援制度従事者に対する研修
- ② 各種事業の実施体制の整備の支援
- ③ 社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり

を行う取組について、「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」として、改正法案において、都道府県の事業として位置付けている。

平成30年度予算（案）では、当該事業について2.4億円を計上している。基準額等については追ってお示しするが、各都道府県におかれては、管内自治体の地域特性や任意事業の実施状況等を勘案し、ニーズを汲み取ることで、より効果的な取組の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 福祉事務所未設置町村による相談等事業の実施（法律改正事項）

福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、そうした町村部の多くは、当該町村部に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応を行っている状況にある。

こうした状況も踏まえ、改正法案では、福祉事務所を設置していない町村が希望する場合には、生活困窮者やその家族、その他の関係者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担えるよう現行の仕組みを見直し、都道府県と連携して対応することにより、住民に身近な行政機関で課題を抱えた生活困窮者に対応するための取組を推進することとし、平成30年度予算（案）に0.5億円を計上している。なお、この事業を実施した町村についても、生活困窮者自立支援法の必須事業実施自治体は従来通り都道府県であり、その果たすべき役

割を減じるものではないので、ご留意いただきたい。

オ 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 29 年度は 56%の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、事業の連携や充実を図るために、高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援の不足や小学生など学齢期からの早期支援の必要性、といった課題が部会等で指摘されており、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 30 年度予算（案）では、従来の事業に加え、以下の高校生世代への支援の拡充や小学生がいる家庭への巡回支援の強化も含め、47 億円を計上している。

- ① 高校生世代への支援の拡充に関する具体的な取組としては、学習面に加え社会面・生活面向上のための支援により、将来への具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選べるような基礎づくりが可能になることが期待されている
- ② また、小学生に対する支援の強化としては、家庭の事情等により学童保育へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回支援を行うことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣の習得と併せて子どもの養育支援を通じた家庭全体への支援が可能になることが期待されている。

また、今回の高校中退者等を含む高校生世代への支援の拡充や小学生に対する支援の強化の他、平成 29 年度に引き続き教育機関との連携強化や家庭訪問の実施といった国庫補助基準の加算措置対象の取組を実施する自治体には、国庫補助基準額の加算措置を行うこととしているため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい。

また、子どもの学習支援事業を実施している自治体では、学習教室や居場所づくり等の支援を通じて、生活支援の観点から取り組まれている地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）を取り込むことで、将来の自立に向

けた様々な経験・体験を提供しているケースも見られることから、各自治体におかれては、他の実践との連携含めで積極的に取り組まれるようお願いしたい。

加えて、子どもの学習支援事業は、人口規模の小さな自治体での事業実施率が低く、その背景として事業受託団体や学習ボランティアなどの支援人材が不足しているため、その開拓に取り組む必要がある。また、様々な問題を抱える子どもに対する接し方や事業の意義の共有等を目的とした、支援人材の質の向上を図るための研修を実施することも効果的である。これらは、人口規模の小さな自治体に共通の課題として、都道府県において広域的に対応することが期待される。事業受託団体や支援人材の開拓、研修の取組については、生活困窮者自立支援法第6条第1項第5号に基づく事業として実施することが可能であることから、積極的に取り組まれるようお願いしたい。

カ 就労準備支援事業、ひきこもり支援の充実について

生活保護受給者や生活困窮者の中には、長期間の失業やひきこもりなど、就労意欲の低下や日常生活のリズムの乱れなどから、直ちに就職することが困難である者がいる。こうした者に対しては、就労意欲の喚起を図るとともに生活リズムの回復を図るなど、就労に向けた準備段階における就労準備支援事業による支援が必要である。

特に、ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援が重要である。そのため訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」を、就労準備支援事業の一類型として平成30年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

また、平成30年度予算（案）において都道府県等の広域で実施するひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図ることとしているので、福祉事務所設置自治体単位で実施する「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」と併せて実施し、相互の連携機能を強化することで、より住民に身近な市町村で

のひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現していただくようお願いしたい。

キ 居住支援の推進について

生活困窮者が就職活動に取り組んだり、自立して安定した生活を送るためには、安定的な住居を確保しておくことが極めて重要となるが、賃貸住宅では緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納、近隣トラブル、孤独死等の懸念から入居を拒否されるといったケースが見られる。

また、路上生活者については、路上生活期間の長期化が顕在化している中、一時生活支援事業（シェルター等）を利用しても、利用後に再び路上生活に戻ってしまう者や集団生活を送ることが困難なことなどから利用を望まない者も存在しているといった課題も生じている。

こうした背景には、親族や地域に対して支援を求めることが困難という「社会的孤立」の問題が存在している。

改正法案においては、現行の一時生活支援事業のメニューとして、居住支援の取組を制度上追加する（平成 31 年 4 月 1 日施行（予定））ことにより、居住支援の強化を図ることとしているが、平成 30 年度予算（案）においても先行的に取り組むこととする。

具体的には、平成 30 年度予算（案）では、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、

- ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
- ② 一定期間、個別に居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくり

を実施することで、地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進していくこととし、その実施に必要な経費として 2 億円を計上している。

なお、本取組については、法案が成立すれば、平成 31 年度からは、一時生活支援事業のメニューとなる（補助率 2 / 3）が、平成 30 年度は、生活困窮者自立支援法第 6 条第 1 項第 5 号に基づく事業のメニューとして位置付けることとしているので、積極的に取り組まれるようお願いする。

こうした予算面の強化と合わせて、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化を図る観点から、「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を開催するなど、厚生労働省・国土交通省間の連携を深めていくこととしていることから、各自治体の福祉部局におかれても、部局内での情報共有を図るとともに、住宅部局との連携を一層強化していただきたい。

また、今般整備された「新たな住宅セーフティネット制度」については、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る福祉部局側から積極的に活用していただきたい。特に、居住支援協議会の設置促進や居住支援法人の指定を促すとともに、これらの機関と連携して事業を実施されるようお願いする。

ク ホームレス支援の推進について

現在、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化が確認され、健康状態の悪い者が一定程度存在するなど、従来の支援では不足している点がある。

このため、平成 30 年度予算（案）では、従来の事業に加え、これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）が路上やシェルター等において、医療的視点を持ったきめ細かい相談・支援を実施するための経費として、1.1 億円を計上している。

本取組は、一時生活支援事業の加算として位置付けることとしているので、自立相談支援機関と連携して、積極的に取り組まれるようお願いする。

ケ 国庫負担・補助の基準について【資料 P 1 2 4 参照】

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基本基準額（事業費ベース）を設定するとともに、加算及び減算、経過措置を設けている。

① 基本基準額について

基本基準額については人口区分に応じて設定しているが、より実態に即した事業実施が可能となるよう、平成 30 年度においては、各事業の人口区分を細分化する措置を行う。具体的には、人口 50 万人以上の自治体の基準単価の

人口区分を10万人刻みに細分化する。なお、この措置に伴い所要額が適用基準額を上回る自治体については、平成30年度に限って、激変緩和のための経過措置を設けることとするので、ご了承ください。

② 各事業の加算について

各事業の国庫負担・補助において、自治体の積極的な取組を促す観点等から、加算の措置を講ずる予定である。詳細な取組内容や加算額等については、「(3)生活困窮者自立支援制度関係予算等」の各事業に関する事項及び「(7)平成30年度に向けた取組のポイント等について」の「ウ 任意事業の利用の促進」に記載しているので、ご確認頂きたい。

また、自立相談支援事業においては、平成30年度より過疎地域加算を新規に創設することとしているため、詳細については、下記④をご確認頂きたい。

③ 各任意事業の効果的な事業の実施について

各任意事業（就労準備支援事業・家計相談支援事業・子どもの学習支援事業）については、自治体の積極的な取組を促す観点から、事業実績に応じた評価を行い、基本基準額に反映させる措置を講ずる予定である。詳細については、「(7)平成30年度に向けた取組のポイント等について」の「ウ 任意事業の利用の促進」を参照いただきたい。

④ 過疎地域加算の創設

過疎地域の人口は全国の8.9%を占めるに過ぎないが、面積では国土の6割弱を占めており、人口密度が被過疎地域に比べて極めて低くなっている。

このため、人口規模が同程度で同一の基準単価を適用している自治体の中でも、過疎地域においては、支援対象となる生活困窮者や関係機関が広範囲に点在していること等から、移動時間が長くかかるなど支援が非効率になることはもとより、相談窓口のブランチ設置や支援員の加配など被過疎地域に比して相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

こうした状況も踏まえ、過疎地域においても十分な相談機会を確保し、きめ細かな支援を確保する観点等から、平成30年度の国庫負担・補助協議から、過疎市町村等（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項に規定する過疎地域とみなされる市町村及び同法第33条第2項に規定する過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。以下同じ。）の人口密度

(※) が下表アの「算定基準」を満たす場合には、下表イの算定方法により、予算の範囲内で基本基準額の一定の嵩上げを行うこととする。ただし、過疎地域とみなされる区域を有する町村については、過疎地域とみなされる区域において、支援員の加配など円滑な事業実施のための取組・工夫等が行われている場合に限るものとする。

(※) 平成 27 年国勢調査による面積を同調査による人口で除して得た値

(参考) 過疎地域加算の算定基準及び算定方法 (案)

ア 算定基準	イ 算定方法	
	過疎市町村（市町村全域が過疎地域の場合に限る）	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
過疎市町村等の人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度）が 50 人/m ² 以下	基本基準額×1.5	基本基準額+（当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5）

なお、都道府県に対しては、これまでも過疎地域への対応として「都道府県広域加算」により基本基準額の嵩上げを行ってきたところであるが、管轄する地域の面積が広大であったり、人口が少ないこと等により、管轄地域全体の人口密度が 50 人/m²以下となる道府県については、個別協議に応ずることとし、予算の範囲内で当該道府県の都道府県広域加算後の基本基準額の一定の嵩上げ（1.3 倍を上限）を行うこととする。

(4) 就労準備支援事業の見直し

ア 就労準備支援事業の年齢要件

就労準備支援事業の利用者は 65 歳未満の者のみとする年齢要件が、省令において設けられている。

しかしながら、高齢者でも就労を求めるニーズが高いことや生涯現役社会の実現の観点から、65 歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とすることとされたことを踏まえ、撤廃すべきであるとの意見が部会報告書にて示された。

この報告書の内容を踏まえ、今般の制度見直しにおいて、省令改正により年齢要件を撤廃することとしている（平成30年10月施行予定）。

なお、年齢要件の撤廃に伴い、就労準備支援事業において、対象者が65歳以上の者であって、

- ・ ひきこもりや長期離職など就労経験が乏しいケース
 - ・ 就労体験など就労準備支援事業の支援メニューの利用が必要なケース
 - ・ 利用者の心身の状況や職歴などから利用が必要と考えられるケース
- などについても、新たに支援対象とすることが可能と考えている。

イ 就労準備支援事業の収入・資産要件

就労準備支援事業の利用者については、一定の収入・資産要件を満たす必要がある旨が、省令において規定されている。

しかしながら、就労準備支援事業によって、必要に応じた予防・早期対応も可能とする観点から、対象者の範囲を必要以上に限定せず、省令に定める2号要件の更なる活用も含め、必要な見直しを行うべきとの意見が、部会報告書で示された。

この報告書の内容を踏まえ、現行の収入・資産要件を満たさないが、支援の必要性が認められる事例として、

- ・ 世帯では収入があるものの本人に収入がなく何かのきっかけで困窮に陥るケース
 - ・ 家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できないケース
- などについて、就労準備支援事業の新たな利用対象として、省令において具体的に列挙することにより、利用対象を拡大し、明確化することを予定している（平成30年10月施行予定）。

ウ 就労準備支援事業の利用期間

就労準備支援事業の利用期間については、省令において1年を超えない期間とされている。

しかしながら、この利用期間については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義があるものの、一方で、少しずつステップアップしていく人もいることを考えると、利用期間の延長を求める意見もあること

を踏まえ、改めてアセスメントを行い再度プランに位置付けることは実行上可能であることも含め、その取扱いを明確にすべきとの意見が、部会報告書にて示された。

検討の方向性としては、1年間という支援期間で集中的に支援を行うことで不安定な状態を継続させないという意義があることから、省令においては現行通りとしつつ、部会報告書の内容を踏まえ、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行ったうえで、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが現行の運用においても可能であることから、この取扱いについて、別途示す通知において明確にすることを想定している。

(5) 福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化【資料P130参照】

以下のとおり、自治体（福祉部門）と国（労働部門）との連携を強化することとしており、生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援を、総合的・一体的に実施する。

ア 自立相談支援機関と公共職業安定所の更なる連携強化による、生活保護受給者等就労自立促進事業（以下「ナビ事業」という。）の活用促進について

ナビ事業については毎年実績が向上しているが、来年度も生保型常設窓口（ハローワーク）の増設を予定しており、今後も更なる連携強化を図り実績向上のための取組をお願いしたい。

イ 就労後の定着支援の取組強化

自立相談支援事業における就労支援及び就労準備支援事業の実施にあたっては、就労後の定着支援などフォローアップの取組も重要であることから、ナビ事業に誘導した支援対象者も含めハローワークと役割分担を行いつつ定着支援の取組もお願いしたい。

※ 厚生労働省職業安定局において定着支援に係る新たな取組を平成30年度から開始予定

ウ 高齢者の就労支援に係る取組強化

① 今回の制度改正において就労準備支援事業の年齢要件を撤廃する予定としていることから、利用対象となりうる高齢者は当該事業に積極的に参加を促す、

ナビ事業に誘導する等高齢者の就労支援に係る取組強化をお願いしたい。

- ② 本年4月よりシルバー人材センターの就業情報を、ハローワークを通じて自立相談支援機関へ提供する仕組みを開始する予定としていることから、当該情報も活用しつつシルバー人材センター事業の活用への働きかけをお願いしたい。

エ 無料職業紹介の活用推進

平成28年に職業安定法の改正が行われ、地方公共団体が無料職業紹介を実施する場合の国への届出の廃止やその他の規制が緩和された。就労体験の事業所で一般就労に移行しようとする場合等において、地方自治体自身が職業紹介を行えるようになることで、就労体験からのスムーズな一般就労移行が可能になることや、地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介を自ら行えるようになることから、地方公共団体においては都道府県労働局とも相談の上無料職業紹介の活用推進をお願いしたい。

オ 雇用関係助成金の周知・啓発

都道府県労働局（ハローワーク）が所管している雇用関係助成金のうち、特定求職者雇用開発助成金（生活保護等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）については、自立相談支援機関の利用者が対象となる可能性があることから、適正な活用により生活困窮者の就労・定着につながるようハローワークと連携して当該助成金の周知・啓発の取組をお願いしたい。

(6) 就労支援に関する各事業の取組について【資料P135参照】

就労支援に関する各事業の実施状況について取りまとめたので、引き続き本事業の積極的な活用をお願いするとともに、未実施の自治体におかれては、来年度以降の実施に当たっての参考としていただきたい。

ア 就労訓練推進事業（就労訓練アドバイザー・就労訓練事業所育成員）

就労訓練アドバイザーは4自治体（東京都・奈良県・鳥取県・沖縄県）、就労訓練事業所育成員は8自治体（仙台市・長野市・相模原市・名古屋市・大阪市・奈良県・鳥取県・高知県）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

【就労訓練アドバイザー】

- ・ 自立相談支援機関のニーズ把握・地域資源の把握・開拓（奈良県）
- ・ 事業所からの相談対応、市町村への利用促進（沖縄県）

【就労訓練事業所育成員】

- ・ 就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の一体的な開拓（仙台市）
- ・ 認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング等後方支援（大阪市）

イ 就農訓練事業

9自治体（神奈川県・相模原市・三重県伊勢市・京都府・京都府福知山市・京都府京丹後市・香川県丸亀市・松山市・福岡県糸島市）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

- ・ 認定就労訓練事業の利用への移行（相模原市）
- ・ 農業体験を通じた利用者の交流（三重県伊勢市）

ウ 福祉専門職との連携支援事業

3自治体（福井県坂井市・豊中市・高知県）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

- ・ 障害者支援を担う関係機関との連携を含めた、地域における就労支援のネットワークづくり（福井県坂井市）
- ・ 社会福祉士による医療ケア等各種サービス機関へのつなぎ（豊中市）

（7）平成30年度に向けた取組のポイント等について【資料P138参照】

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。

また、法施行後の状況を見ると、生活困窮者に対する自立の支援は、実施主体である自治体やその委託を受けた事業者だけでは完結しておらず、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、NPO、地域住民といった様々な支援者との連携やこれらの者の協力によって、効果的な実施が実現されている。このため、改正法案では、理念規定の法定化や生活困窮者の定義規定の見直しを行い、多様な関係者の間でこれらの共有を図ることで、より一層の効果的な支援を目指

すこととしている。

来年度で施行4年目を迎えるが、引き続き、今回の改正法案の意図も踏まえつつ、生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者とも緊密に連携しながら、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を5つの支援のかたち（包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援）を通じて実現していけるようより一層の取組の推進をお願いする。

イ 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

複合的な課題を抱えた生活困窮者については、施行2年で新たに支援につながった45万人のほかにも少なからずいると考えられ、今後はこういった支援につながっていない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくことが必要である。

平成28年度において支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置をみると、おおむね、全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながる取組が可能になるものと考えられる。

このような観点から、部会報告書においては、

- ・「自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を行うことを促進するため、新たな取組を行う必要がある」
- ・「人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体がより積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとすることが求められる」
- ・「その際、国及び都道府県による助言が必要との意見があった」

といった内容が盛り込まれたところである。

当該報告書の内容も踏まえ、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、平成30年度から以下の措置を行うこととするので、ご了解願いたい。

(ア) 人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の嵩上げ

『人員配置が手厚く実績も高い自治体』がさらに取組を進めることができるよう、所要額が適用基準額を上回る自治体であって、国庫負担協議年度の前年1月から12月末日までの新規相談件数とプラン作成件数の実績（人口10万人あたりの月平均）が以下のいずれの要件も満たす自治体については、個別協議に応ずることとし、予算の範囲内で基本基準額の1.5倍を上限に加算（支援実績加算）を行うものとする。

【支援実績加算の要件（案）】

◇ 新規相談件数要件

[新規相談件数*が目安値を超えている]又は[前年より1割以上増加]

◇ プラン作成件数要件

[プラン作成件数*が全国平均を超えている]又は[前年より1割以上増加]

※ 小数点第2位を四捨五入

(イ) 自己評価基準による支援員配置等の底上げ

a 自己評価ツールの提供

『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』がより積極的な取組を行うことができるよう、国において自立相談支援事業の相談員の配置数や支援実績（新規相談受付件数、プラン作成件数等を想定）の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の平均値」を人口規模ごとに公表するとともに、各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供することを検討している。このような仕組みの構築により、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備することとしているので、ご了解願いたい。

b 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』を

都道府県が効果的・効率的に支援できるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供することを検討している。各都道府県におかれては、当該データを活用し、法律上の市町村支援事業（2の（2）ウ参照）により、管内市町村の支援の提供体制の充実等を支援いただくようお願いする。

c 厚労省による助言等の支援

都道府県管内に『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚生労働省からヒアリングを行い、改善に向けた助言・指導等を行うなど個別の働きかけを実施することを検討しているので、ご了解願いたい。

ウ 任意事業の利用の促進

法に基づく任意事業については、法施行以降、着実に実施自治体数が増加してきている一方で、各自治体の取組や支援提供体制の状況には地域差が生じており、それが各事業の利用実績の差の要因の一つとなって現れているものと考えられる。

特に就労準備支援事業や家計相談支援事業については、事業を実施しているにもかかわらず、年間を通じて利用者がほとんどいないなど事業実績が極めて低調な自治体が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、各種任意事業の利用促進など実施自治体の積極的な取組を促す観点から、下表のとおり、それぞれの任意事業（一時生活支援事業を除く。）の性質や実態に応じて、

- ① 年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体については予算の範囲内で基本基準額の加算を行う措置を導入しつつ
- ② 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体については基本基準額の減算を行う措置等を導入することとするので国庫補助協議に当たっては、留意されたい。

当該措置の詳細は、追って、正式に通知することとするが、現に任意事業に取り組んでいる自治体におかれては、これまで、様々な機会を捉えて厚生労働省から情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等も参考に、人員体制や事業構成等について来年度に向けて効果的・効率的な実施方法をご検討いただきたい。

(任意事業ごとの加算措置及び減算等措置の概要)

事業実績の 高い自治体 に対する加 算措置 【支援実績 加算】	就労準備支援事業	家計相談支援事業	学習支援事業
	協議年度の前年 (※)の人口10万人あ たりの年間利用者数が 20人以上	協議年度の前年 (※)の人口10万人あ たりの年間利用者数が 20人以上	協議年度の前年 (※)の人口10万人あ たりの年間実利用者数 が 30人以上
	基本基準額× 1.5倍		
事業実績が 低調な自治 体に対する 減算等措置 【支援実績 減算】	協議年度の前年(※)の年間利用者数が0人の自治体に対して以下の措置を講じる。 (措置内容) ・ 協議年度の事業実施に向けて①利用実績が低調であることの要因、②事業の利用促進に向けた改善方策を盛り込んだ「実施計画」を策定し、都道府県を通じて、国への提出を求める。 ・ 都道府県は当該「実施計画」の進捗を管理しつつ、必要に応じて助言・指導を行うものとする。 ・ 翌年度の協議時点においても、利用状況の改善が図られない自治体に対しては、上記の措置に加えて、基本基準額を一定割合引き下げる措置を講ずることを予定しているので留意されたい。		

(※) 国庫補助協議年度の前年1月から12月末日まで

エ 家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施の促進

家計相談支援事業及び就労準備支援事業（以下エにおいて「両事業」という。）による支援は全国どの地域でも提供されるべきであるとの観点から、改正法案や平成30年度予算（案）において、その全国的な実施を推進するための措置を講ずることとしている。（1の（3）参照）

さらに、これらの支援措置に加えて、国や都道府県の働きかけにより、両事業を実施していない自治体（以下このエにおいて「事業未実施自治体」という。）の実施を促す観点から、平成30年度からは、両事業の全国の実施状況を誰にでも分かりやすい形で公表するとともに、

- ・ 都道府県による管内の事業未実施自治体に対するヒアリング及び実施に当たっての助言・指導
- ・ 国による管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県に対するヒアリング及び実施に当たっての助言・指導

を行うこととするのでご承知置き願いたい。

さらに、国による助言・指導を行ったにもかかわらず、なお管内自治体の両事業の実施率の改善が図られない都道府県に対しては、「事業実施計画（仮称）」の策定を求め、当該計画に基づく事業実施に向けた取組の進捗管理を行うこと等により、事業未実施自治体が抱える個々の課題を丁寧に解きほぐしながら、平成 33 年度までの 3 年間に集中的に実施体制の整備を進め、平成 34 年度を目標に両事業の完全実施を目指すこととする。

なお、平成 30 年度の国による事業の実施体制の整備に係るヒアリングの方法や各都道府県から提出いただく計画の様式等の詳細については、追って正式に通知するが、現段階では以下のスケジュールで考えているのでご承知置き願いたい。

(平成 30 年度の事業実施体制の整備に係るヒアリング等のスケジュール (案))

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室	都道府県 生活困窮者自立支援制度所管課
3 月	各都道府県に任意事業の実施率を向上させるための「簡易な年度計画（仮称）」の提出を依頼	「簡易な年度計画（仮称）」の作成
4 月		国庫補助協議書と併せて年度計画を提出
5 月	年度計画に関するヒアリングを各都道府県の生活困窮者自立支援制度所管課長に対して実施（電話を想定）	管内の事業未実施自治体に対し年度計画に沿った助言・指導等を実施
6 月	上記のヒアリングの結果も踏まえつつ、管内自治体の両事業の実施が低調な都道府県に対して助言・指導等を実施	
7 月		
2 月		
3 月	管内自治体の両事業の実施が依然として低調な都道府県に対して、「事業実施計画（仮称）」の策定を指示	「事業実施計画（仮称）」の策定

必要に応じて担当者を派遣し、都道府県とともに事業未実施自治体に対する助言・指導等を実施

オ 全国担当者会議等の開催について

平成 30 年度は生活困窮者自立制度の見直しを行うため、その施行に向けて、各自治

体や関係機関等が十分な準備期間を確保できるよう、下表のとおり、全国単位の担当者会議を開催する機会を増やし、前広に情報提供を行う予定である。

そのため、平成 30 年度は、例年開催してきたブロック会議は開催せず、31 年度以降に再開することとするのでご承知置き願いたい。

(参考) 平成 30 年度の全国担当者会議等の開催予定

開催時期	会 議
法案成立後	全国担当者会議（第 1 回）
平成 30 年 9 月頃	全国担当者会議（第 2 回）
平成 31 年 1 月	全国厚生労働関係部局長会議
平成 31 年 2 月	社会・援護局関係主管課長会議

カ 平成 30 年度の K P I と目安値

生活困窮者自立支援制度については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において K P I を設定しており、この K P I の内容を踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、ステップアップ率の 5 項目を目安値として設定している。

現行の K P I の最終年度となる平成 30 年度を目安値については、以下のとおり設定する。いずれの項目も 29 年度を上回る数値で設定しており、各自治体におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続き P D C A サイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(参考) 平成 30 年度を目安値について

- ・新規相談受付件数【人口 10 万人当たり 26 件】
- ・プラン作成件数【人口 10 万人当たり 13 件（新規相談受付件数の 50%）】
- ・就労支援対象者数【人口 10 万人当たり 8 件（プラン作成件数の 60%）】
- ・就労・増収率【75%】
- ・ステップアップ率【90%】

(8) 平成 30 年度における人材養成について【資料 P 1 4 2 参照】

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであるが、部会報告書において、自立相談支援事業従事者の人材養成研修については、平成 32 年度をメドに、都道府県が実施主体になることが明記されている。また、改正法案において「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」を都道府県の事業として位置付けており、その実施内容の一つとして、管内自治体の生活困窮者自立支援制度従事者に対する研修（都道府県研修）を盛り込んでいる。

今後、自立相談支援事業従事者養成研修の実施主体を国から都道府県へ移行することに伴い、従来、国研修の修了を要件としていた支援員については、今後は都道府県研修の修了を要件とすることを想定している。平成 32 年度から都道府県において実施していただくこととなる、支援員向けの修了要件となる研修の実施に当たっては、原則として、以下の要件を満たして実施していただくようお願いする。

(1) 参加型研修（※）の形式を取り入れること

※意見交換、事例検討等の参加者同士の交流を図るための取組のこと

(2) 研修企画チームをつくり企画・立案すること

(3) 制度の理念と基本姿勢を伝えること

※1 なお、「都道府県研修実施のための手引」「都道府県研修実施のためのカリキュラム」（※2）を、研修の実施に当たっての参考とすることが考えられる。

※2 みずほ情報総研株式会社が作成し（平成 29 年 3 月）、全都道府県に配布

(参考) 福井県における研修企画チームでの都道府県研修の取組例

福井県における都道府県研修の取組

- 初年度は、県庁担当者が一人で研修を企画したが、「講師が見つからない」「研修テーマが設定できない」といった課題が生じ、実施に向けた業務負担が大きく、受講者の満足度は低調であった。
- このため、次年度から、県庁担当者と現場の支援員から成る「研修企画プロジェクトチーム」を編成し、チームで企画・実施するようにした。
- メンバーが講師を見つけて来てくれるなど、効率的に研修の準備が進められた。また、現場の意見を反映した効果的な研修が実施できたことから、受講者の満足度が向上した。

研修企画プロジェクトチームの構成メンバー				
自治体名	実施形態	職名	所属在籍年数	任意事業の取組み状況
A市	直営	相談支援員	2年目	就労準備、一時生活、学習支援
B市	委託(社協)	主任相談支援員	3年目	就労準備、学習支援
C市	直営型委託(社協)	相談支援員	4年目	就労準備、家計相談、一時生活、学習支援
県庁職員		行政担当	4年目	
県庁職員		行政担当	2年目	

メンバー選定にあたり工夫した点

- 構成メンバーは、自治体規模や実施主体、勤務年数等が異なる多様な属性の人を入れた。
- 不満や要望の場にならず、研修に向けて前向きな議論ができるメンバーを選定した。
- 集まりやすさを考慮し、福井市内に約30分で来れる自治体を選定した。
- 任意事業を多く実施している自治体を選定した。

なお、修了要件となる都道府県研修の実施にあたっては、生活困窮者自立支援制度の新任者向けの研修だけでなく現任者と一緒に実施したり、生活保護や障害、介護、地域共生などの他分野の支援員と一緒に開催する等も効果的である。また、講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リスト等も参考にしていきたい（平成 29 年 6 月 12 日厚生労働省生活困窮者自立支援室事務連絡「生活困窮者自立支援制度人材養成研修の講師登録のお願い」を参照のこと）。

平成 30 年度においても引き続き、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした、担当者研修を実施する予定としていることから、各都道府県におかれては、担当者研修の積極的な受講をお願いするとともに、その研修内容や昨年お示ししている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行ったうえで、都道府県研修を実施していただきたい。

また、今回の法律改正事項でもある、自立相談支援事業との一体的実施の推進の必要性や、被保護者を対象とした家計相談支援の事業が平成 30 年度予算（案）に計上されていることを踏まえ、家計相談支援事業従事者養成研修の開催回数等の拡充を図る予定としている。

なお、平成 30 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業従事者養成研修：120 人程度
- 家計相談支援事業従事者養成研修：240 人程度（年 4 回開催予定）
- 担当者研修：140 人程度（年 2 回開催予定）

(9) 生活困窮者自立支援統計システムについて

ア 概要

自立相談支援事業においては、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者のおかれている状況等を適切に評価・分析した上でプランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行っていただいているが、業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・全国統一のアセスメント、プラン等の様式（帳票類）の活用（業務支援ツール）
- ・当該入力情報の統計処理（統計ツール）

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」（以下「システム」という）を、政府共通プラットフォームを活用して構築した。昨年度の本課長会議でも、全自治体において平成 29 年 4 月の本格稼働に向けた確実な導入作業をお願いし、その後、毎月の報告作業等にもご協力いただいている。

イ 運用における留意点

- ① 現時点での自治体及びセンターにおける報告状況については、下記のとおりとなっており、29 年 4 月報告分でも全ての自治体からの報告が完了していない状況である。環境の課題等により個別に運用・保守業者等と調整中の自治体もあるが、早急に導入・報告作業を進めていただくようお願いしたい。

【自治体報告】 855 自治体／902 自治体（94.79%）

【センター報告】 1,282 センター／1,305 センター（98.24%）

（2月1日現在、いずれも平成 29 年 4 月報告分）

- ② 昨年度の本課長会議でもお願いしているとおり、月次報告の項目については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に定めるKPIの進捗管理のため必要な項目も含まれており、都道府県別や全国の集計結果を得るためには、全ての自立相談支援機関においてシステムを活用し、月次報告を確実に実施していただく必要があることをご承知願いたい。
- ③ 就労者数・増収者数のうち就労支援対象プラン作成者分については、プランを作成していただき、就労・増収という結果が出た場合は、プランの評価を実施していただくことで、件数として計上される。現在、支援状況調査結果との数値確認作業を実施しているが、数値が合わないケースが多く散見されるため、プランの作成及び評価を確実に実施していただくようお願いしたい。

ウ システムと支援状況調査との関係について

① システムによる報告への移行時期

システム運用開始後は、現在ご協力いただいている支援状況調査に代わるものとして、システムで相談者情報を入力し、新規相談受付件数等について月次報告を行っていただくことを想定している。しかしながら、現時点で導入及び報告の作業が完了していない自治体（以下「未報告自治体」という。）が全国で約30箇所存在していることから、全自治体において確実に導入及び報告の作業を行っていただき、現行の支援状況調査の結果との数値の整合性の検証も行ったうえで、システムによる報告へ移行することを予定している。それまでは引き続き、現行の支援状況調査も並行して実施することとするので、既にシステムによる導入及び報告を実施していただいている自治体におかれては、大変なご迷惑をおかけするが、何卒、ご協力をお願いしたい。

上記作業の進捗状況を踏まえ、平成30年夏を目途に、システムによる報告へ正式に移行する予定である。未報告自治体においては、正式移行までに確実に、導入及び報告に向けた作業、及び支援状況調査の結果との数値の整合性の検証を進めていただくようお願いしたい。

また、未報告自治体については、当室又は運用・保守業者から個別に連絡を取っているところであるが、具体的な課題や障害が生じている場合は、早急に

ご相談いただくよう、お願いしたい。

② 就労者数・増収者数の把握

現行の支援状況調査における「就労者数（一般就労総数）」「増収者数（総数）」については、プランの作成を行わなかった者も含まれることから、システムの報告により把握することができないが、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）に定める K P I における「見える化」の対象項目となっていることから、システムによる報告への移行後は、半期に 1 回を目途として、別途、調査を行う予定である。詳細は追ってお示しする。

エ システムの一部改修

システムの本格稼働開始後に、実際にシステムを利用して支援情報の入力作業を行う自立相談支援機関等から、

- ・ ログイン時のパスワードの有効期間が短すぎる
- ・ 支援終了した者の検索ができない
- ・ 入力作業を中断すると途中まで書いた内容が消えてしまう
- ・ 支援調整会議に提出する資料が印刷できない

といった意見をいただいている。これを受け、システムへの入力業務を効率的に実施できるよう、予算の範囲内で改修が可能な内容については、今年度内にシステムの改修を行う予定であり、詳細は追ってお知らせする。

(10) その他の伝達事項・依頼事項

ア 各種データの収集に関する調査依頼

支援の質の確保や制度評価に資するよう、事業の実績や実施状況を把握することが非常に重要であることから、平成 30 年度においても、下記のとおり必要なデータの収集・調査を行う予定であるため、ご協力をお願いしたい。なお、定例で実施している調査については、自治体の負担軽減という観点を踏まえて、調査項目や実施頻度について効率化を図ることを予定している。

(参考) 平成 30 年度における主なデータ収集・調査の予定

調査等	主な項目	対象自治体	実施頻度
支援状況調査	新規相談受付件数 プラン作成件数 就労・増収者数（総数） 就労支援対象者のうち就労・増収者数 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	毎月 ※今年夏を目途 にシステムによ る報告へ移行予 定 ※就労・増収者 数（総数）につ いては、半期に 1回を目途に、 別途調査予定
新たな評価指標に よる調査	自立相談支援機関における ・継続的支援による状態像の変化 ・他機関・制度へのつなぎの状況 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	年1回（5月受 付分） ※報告は計4回 実施
事業実施状況調査 事業委託状況調査 事業実施意向調査	人員体制 事業の実施方法 自立相談支援事業及び各任意事業の委託先 任意事業の実施意向 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	年1回 ※30年7月頃実 施予定
実績調査	各事業の利用状況 各事業の事業内容 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	年1回 ※30年度初旬実 施予定
住居確保給付金の 支給に関する調査	支給決定件数・支給額 常用就職者数 支給中止件数 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	半期毎（年2 回）
認定就労訓練事業 所の認定状況に関 する調査	認定就労訓練事業者数 利用定員 等	都道府県、政 令市、中核市	半期毎（年2 回）

※ 具体的な調査内容や方法については追って詳細をお示しする。

2 生活福祉資金について【資料P 1 4 5 参照】

(1) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間にわたって応分の国庫返還を求めることとした。

各年度の国庫への返還額や具体的な手続き等の詳細については、平成 29 年 8 月 14 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について」）により各都道府県にお知らせし、既に平成 29 年度の国庫への返還分について、複数の県から「国庫補助返還額の報告」をいただいているが、現時点で当該報告書を未提出の都道府県におかれては、国庫への返還を年度末までに確実にを行う必要があるため、早急に提出いただくようお願いする。

平成 30 年度以降の国庫返還に係る具体的な取扱については、正式には毎年度事務連絡を送付するが、当該報告書を毎年度 1 月末日までに提出いただくこととするのでご承知置き願いたい。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には、当面、必要となる数ヶ月分の学費等を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱について、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

イ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、現在、事業を所管する年金局

において具体的な廃止の時期等の検討が進められている。

本件に関しては、生活福祉資金貸付制度への影響が少なくないことから、具体的な方向性が定まり次第、速やかに情報提供を行っていくこととするのでご承知置き願いたい。

なお、高齢の生活困窮者への対応については、部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれた。

部会報告書の指摘のとおり、年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計相談支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めていただくとともに、家計相談支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

ウ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、

- ① 「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県社協における保有資金の額を十分に把握す

るための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること」、

- ② 「保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともにその旨を都道府県に対して周知すること」、との意見が表示された。

このうち②の交付要綱に関する意見表示については、平成 29 年 8 月 22 日付けで国庫返還に係る所要の改正を行い、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あてに通知した。

①の保有基準に関する意見表示については、前述の年金担保貸付事業の動向や生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の施行 3 年後の見直しなど制度を取り巻く状況も勘案しつつ、現在、早期の作成を目指して、評価項目等の詳細について具体的な検討を進めている。

判断基準作成後は速やかに通知を発出するので、予めご承知置き願いたい。

(2) 平成 30 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設し、一定程度の経過措置を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施してきた「生活福祉資金体制整備事業」については、基金廃止に伴う激変緩和を目的とした経過措置として、貸付原資の取崩しにより事務費に使用することを可能とする取扱いを行っている。

平成 30 年度の取扱いについては、平成 29 年 11 月 6 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 30 年度の取り扱いについて」）でお示ししたとおり、会計検査院の意見表示、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、補助金の経過措置及び取り崩し基準ともにこれまでの取扱を据え置くこととしている。

平成 31 年度以降の取扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととするのでご承知置き願いたい。

（3）生活困窮者自立支援法との連携の促進について

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金制度がより効果的、効率的に機能することを期待して、生活福祉資金貸付の種類のうち、総合支援資金と緊急小口資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、また、貸付けを行うに当たっては、家計相談支援事業の利用を促進し、連携した支援を行うことが望ましいとした。

法施行後の両制度の連携状況については、一般社団法人北海道総合研究調査会が実施した「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」の結果によれば、自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれからみても、連携しているケースのうち、約 6～7 割がインテーク・アセスメント段階から連携を開始しており、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携が促進されてきているものといえる。

また、約 7 割の社会福祉協議会から自立相談支援機関に対して、総合支援資金の償還状況について何らかの報告が行なわれており、貸付決定後も一定の連携が図られている。

生活福祉資金の借入希望者については、単に一時的な資金需要に対して貸付を行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えているケースが多くあり、こうした生活困窮者の自立を促進するためには、資金の貸付を行うとともに、個々の借入希望者の状況に応じて、就労支援や家計相談等の支援を包括的に提供していくことが重要である。このため各自治体におかれては、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会と自立相談支援機関とのより一層の連携強化をお願いしたい。

また、部会報告書においては、「自立相談支援事業による支援が要件化された総合支援資金や緊急小口資金については、一層双方が連携した効果的な支援を行うと

ということが期待されており、そのあり方については更なる検討が求められる」とされていることから、今後、両制度の連携のあり方について検討の上、所要の見直しを行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

(4) 生活扶助基準の見直しに伴う生活福祉資金貸付制度の対応について

生活保護制度においては、生活扶助基準の適正化の観点から、新たな生活扶助基準に見直すこととしており、その内容を平成30年度予算(案)に盛り込んでいる。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成30年1月19日の閣僚懇談会において、以下のとおり、その対応方針を確認している。

- ① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすること
- ② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成30年度の影響はなく、平成31年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること
- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

生活福祉資金貸付制度においては、貸付対象者の判別や要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1か月の貸付上限額の目安の算出基礎として、生活扶助基準の額を活用しているが、各地方自治体におかれてもこの政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、以下の対応の基本的考え方も参考に、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会において適切な判断・対応が行われるよう、周知・徹底をお願いする。

(要保護世帯向け不動産担保型生活資金における対応の基本的考え方)

- 生活保護基準額が引き上げとなる世帯類型については、新たに要保護状態となった場合は貸付対象とすること（高齢者世帯に限る）。
- 生活保護基準額が引き下げとなる世帯類型については、生活保護基準額の見直しにより貸付契約後に要保護状態でなくなった場合でも、原則として、引き続き、貸付対象とすること。
- 貸付上限額については、新たな生活保護基準の施行後は、新たな生活扶助基準額の1.5倍を目安とするが、貸付にあたっては、これを厳格に適用するのではなく、今後の生活を維持できるか十分配慮しつつ、貸付額の償還可能性も考慮した上で適切な額を決定すること。

3 ホームレス等への自立に向けた支援について【資料P 1 4 8 参照】

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）は、平成 29 年 6 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、有効期限が平成 39 年 8 月 6 日まで 10 年間延長された。

現在、ホームレス特措法の規定に基づく「ホームレスの支援等に関する基本方針」を定め運営しているが、運営期間は平成 30 年 7 月 31 日までとなっている。

そのため、ホームレス特措法の延長を踏まえ、今後「ホームレスの支援等に関する基本方針」の見直しに向けた検討を行うこととしているので、その動向に留意いただきたい。

(2) 一時生活支援事業について

ホームレス対策は、ホームレス特措法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等により実施している。

従前からのホームレス対策や、生活困窮者自立支援法による効果等により、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向であるが、一時生活支援事業では、確認されたホームレス数が少ない地域において、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借上型シェルター」が大幅に伸び、都市部においては法人へ事業を委託し「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ相談員が常駐するといった取組も見られる。

一時生活支援事業は、様々な実施形態が考えられるため、既に事業を実施している自治体の例も参考に、各自治体の地域資源に応じて積極的に事業を実施いただくようお願いする。

更に、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、住居の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要である。また、ホームレスが少ない自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、事業の単独実施が困難な場合には、広域的な取組を行うなどの方法により、一時生活支援事業を実施頂くよう重ねてお

願います。

なお、一時生活支援事業における宿泊施設は、利用者の保健衛生及び防災等に十分配慮された施設の構造及び設備を有するものとするようお願いするとともに、宿泊施設や民間アパート等を借り上げる方法により実施する場合は、利用者の安全の確保に配慮頂くよう重ねて願います。平成 30 年度予算（案）では、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対し、

- ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
- ② 一定期間、個別に居宅を訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助づくり

を実施することとしている。上記の事業を活用する等により、一時生活支援事業における宿泊施設の利用者の安全に努められるよう重ねて願います。

（参考）広域実施の取組事例

①大阪府の取組事例

○ 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	大阪市を除く全ての市町村
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。 【府、市町村の役割分担】 ＜大阪府＞ <ul style="list-style-type: none"> ・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。 ・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。 ＜契約市＞ <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。 ・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。 ＜契約市以外の各市町村＞ <ul style="list-style-type: none"> ・市町村管内での協力施設の開拓。 ・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。

②静岡県の取組事例

○ 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	<p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住居の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。 ②利用状況の把握・安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・3名の職員が施設事務所に勤務 ・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成 ・生活相談・指導（生活習慣の改善）、就労相談・指導（キャリアコンサルタントによる相談）、家計相談・指導等により生活状況の記録作成 ③食事の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える ・自立後も食糧支援による継続支援

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成 30 年調査（平成 30 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたが、来年も実施する予定であり（平成 31 年 1 月を予定）、平成 30 年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を確保したので、引き続きご協力願いたい。